

那珂川町放課後児童クラブ運営業務委託に関する受託事業者公募要項

那珂川町放課後児童クラブ運営業務委託について、受託事業者の公募に係る事項は、この要項によるものとする。

1. 業務委託名

那珂川町放課後児童クラブ運営業務委託

2. 業務内容等

別紙「那珂川町放課後児童クラブ運営業務委託に関する仕様書」のとおり。

3. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 栃木県内に本部又は活動拠点を置いていること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 本町の児童福祉行政を深く理解し、放課後児童クラブの運営において、積極的な協力ができる事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

4. 提出書類及び提出方法等

- (1) 提出書類及び提出期限

提出書類	提出期限
①参加表明書（様式 1）	令和 8 年 1 月 16 日（金） 午後 5 時 ※必着
②応募申請書（様式 2）	令和 8 年 1 月 23 日（金）
③事業実施計画書（様式 3）	午後 5 時 ※必着
④見積書（様式任意、積算内訳を明らかにすること）	
⑤法人の登記事項証明書	
⑥法人の定款	
⑦直近の決算に係る財務諸表	

- (2) 提出部数 原本 1 部、コピー 7 部

- (3) 提出先 〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地
那珂川町 子育て支援課 子育て支援係 あて

- (4) 提出方法 持参又は郵送

5. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時まで

- (2) 質問方法 質問書（様式 4）に必要事項を記入し、持参、FAX 又は電子メールで提出すること。

- (3) 提出先 那珂川町 子育て支援課 子育て支援係 あて
TEL : 0287 - 92 - 1115 FAX : 0287 - 92 - 2897
E-mail : kosodate@town.tochigi-nakagawa.lg.jp
- (4) 回答方法 申請のあった全ての事業者に隨時電子メール又はFAXにて回答する。

6. 審査方法等

- (1) 審査日程 令和8年1月30日（金）午後3時から
- (2) 審査会場 〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地
那珂川町役場1階 101会議室
- (3) 審査方法
- ①町及び教育委員会関係者で構成された選定委員会を設置し、審査基準により受託事業者の審査を行う。
- ②審査は、書類審査及びヒアリングによって行う。
- ③ヒアリングは、説明20分以内、質疑応答20分以内の計40分以内で実施する。説明は、提出書類のみを用いることとし、追加資料等は認めない。
- (4) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務・経営状態は健全か ● 放課後児童クラブの運営業務に取組む意欲はあるか ● 放課後児童クラブの運営業務の実績はあるか ● 町・小学校・保護者等と信頼関係を構築し、連携を図ることができるか 	35
支援員等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援員等が適正に配置されるか ● 支援員等の勤務条件・福利厚生等の待遇は十分なものか 	25
活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が心豊かでのびのびと活動できるような遊びや学習の体験等を実施できるか ● 特色のある活動はあるか ● 障害（発達障害を含む）のある児童の入所について、対応が可能か ● 児童虐待に係る知識を有し、関係機関と連携できるか ● 事故等の発生時に、適切に対応できる体制になっているか 	30
価格	<ul style="list-style-type: none"> ● 見積金額 	10

- (5) 審査結果
- ①審査基準により選定委員が採点を行い、各委員の採点の合計で最高得点の事業者を委託契約者として選定する。
- ②審査の結果については、全ての申請事業者に文書で通知する。
- ③審査内容については公表しない。
- ④審査結果に対する不服の申し立ては、一切認めない。

7. その他

- (1) 提出書類受付後、申請事業者が応募資格に該当しなくなったとき、提出書類に虚偽があったときは、当該申請は無効とする。
- (2) 応募に係る費用については、申請事業者の負担とする。
- (3) 選定委員会により選定された事業者を見積微収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。
- (4) 提出書類は返却しない。また、那珂川町情報公開条例の規定による開示請求の対象となることがある。